## 様式第4一①関連

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請について

## 《認定基準》

次のいずれにも該当すること。

- (1)申請者が、法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた 地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (2) 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高または販売数量(建設業にあっては、完成工事高または受注残高。以下、「売上高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

## 《必要書類》

書類名		提出部数
1	中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書	1 部
2	中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書の 添付書類	1 部
3	最近1か月間の売上高等が確認できる書類 ●売上台帳(写) ※日別の売上高を計上して集計してあるもの。 または取引日・相手先・取引金額が明記されているものに限る。 ●試算表(写) ※決算する内容に相違なく、月別経費等まで計上されているもの。 月別売上高のみを抜粋したものは不可。	いずれか 1 部
4	③に対応する前年1か月間の売上高等が確認できる書類 ●売上台帳(写) ●月別損益決算書(写) ●法人事業概況説明書(写) ●青色申告決算書(写)または収支内訳書(写)	いずれか 1 部
(5)	④の期間後2か月間の売上高等が確認できる書類 ●売上台帳(写) ●月別損益決算書(写) ●法人事業概況説明書(写) ●青色申告決算書(写)または収支内訳書(写)	いずれか 1 部
6	法人:履歴事項全部証明書(写) ※現状を反映し、申請日から3か月以内のもの	・ 1 部
	個人:確定申告書(写) ※直近のもの	

※金融機関担当者が代理申請を行う場合は、委任状(任意様式)が必要です。